

# 特定非営利活動促進法に係る 諸手続の手引き

## 第3章 認定 NPO 法人制度について

導 入 編

解 説 編

静 岡 市

## 第3章 認定NPO法人制度について 導入編

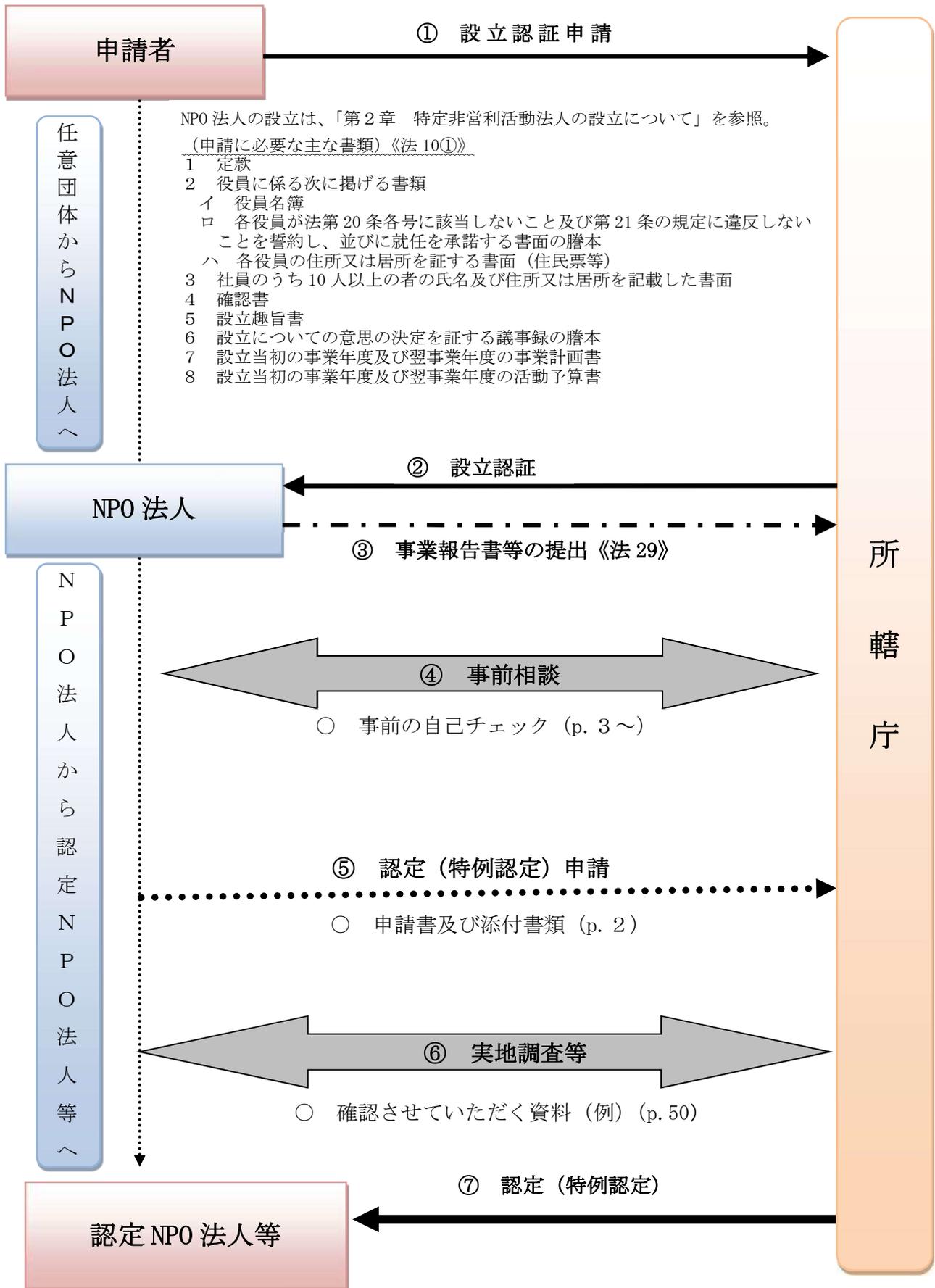
### 目次

1	認定（特例認定）NPO法人になるまでのフロー.....	1
2	認定等申請手続.....	2
3	事前チェックシート.....	3
	○実績判定期間について.....	4
	○認定基準等①イ パブリック・サポート・テスト（PST）について 【相対値基準】.....	5
	○認定基準等①ロ パブリック・サポート・テスト（PST）について 【絶対値基準】.....	6
	○認定基準等② 活動の対象について.....	7
	○認定基準等② （参考）「会員等」について.....	8
	○認定基準等③ 運営組織及び経理について.....	9
	○認定基準等④ 事業活動について.....	10
	○認定基準等⑤ 情報公開について.....	11
	○認定基準等⑥ 所轄庁への提出書類について.....	12
	○認定基準等⑦ 不正行為等について.....	13
	○認定基準等⑧ 設立後の経過期間について.....	14
	○欠格事由について.....	15

認定又は特例認定に関する申請書類等は、静岡市のホームページからダウンロードできます。

URL : [http://www.city.shizuoka.jp/000\\_002207.html](http://www.city.shizuoka.jp/000_002207.html)

# 1 認定（特例認定）NPO 法人になるまでのフロー



## 2 認定等申請手続

認定又は特例認定を受けようとする NPO 法人は、認定申請書等を所轄庁に提出することとされています（法 44②、58②）。

ただし、申請書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（法 45①八、59 一）。また、特例認定を受けることができる法人は、設立の日から5年間経過しないものに限り（法 59 二）。

### ◎ 認定又は特例認定を受けるための申請書及びその添付書類

申 請 書	
記 載 事 項	① 申請者（NPO 法人）の名称
	② 代表者の氏名
	③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
	④ 設立の年月日

申 請 書 の 添 付 書 類	
①	寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
②	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

※①の書類については、特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする法人は添付の必要はありません（法 44②、58②）。

（参考）

毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類	
①	事業報告書
②	活動計算書
③	貸借対照表
④	財産目録
⑤	年間役員名簿
⑥	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面



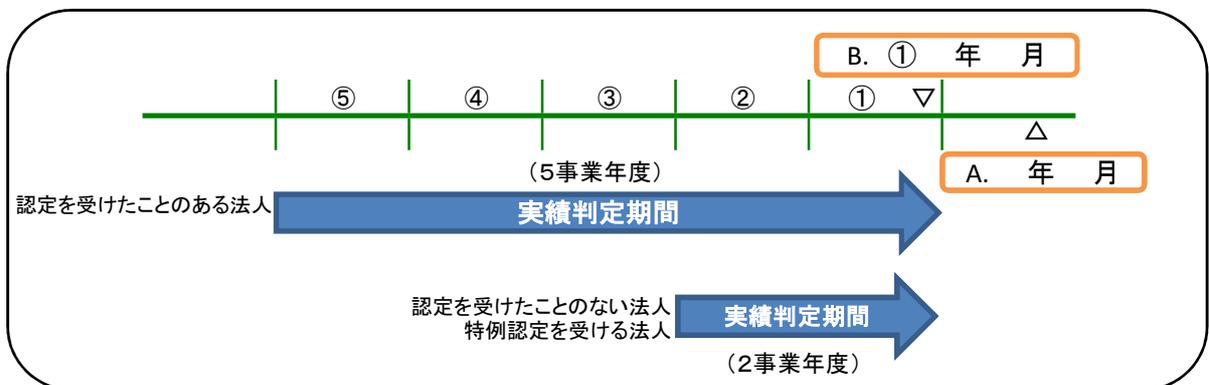
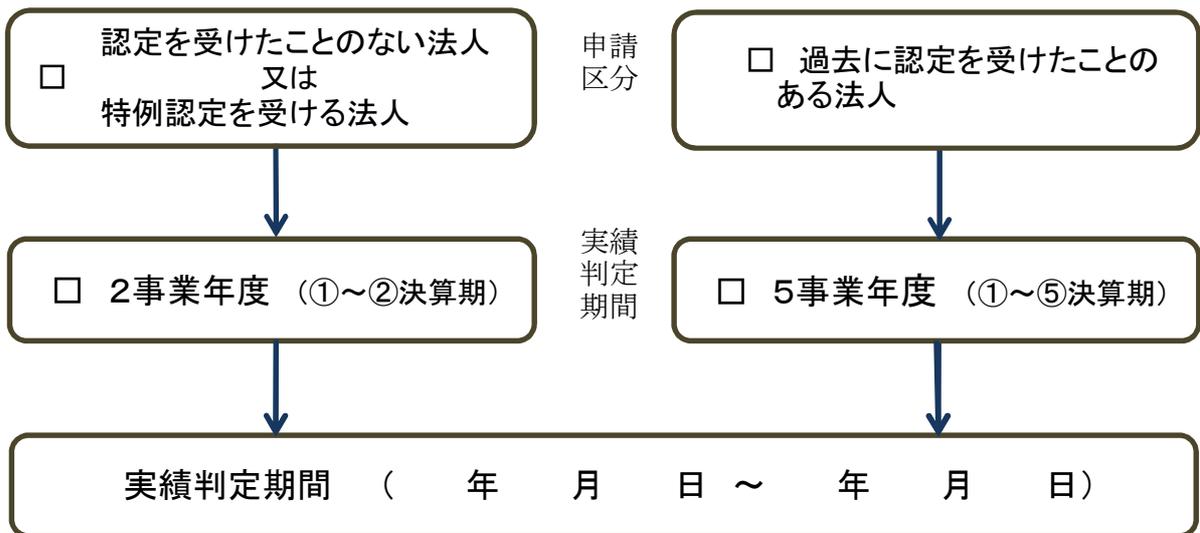
— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日  
( 年 月 日 )

B. 直前終了事業年度  
(① 年 月 日 ~ 年 月 日)

Bの1年前事業年度 ② ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )  
 Bの2年前事業年度 ③ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )  
 Bの3年前事業年度 ④ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )  
 Bの4年前事業年度 ⑤ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )



- ☆ 認定基準等①については、イ、ロのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定NPO法人の特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

## 認定基準等①-イ —パブリック・サポート・テスト(PST)について— 【相対値基準】

### 実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(	円)
C. 資産売却による臨時収入	(	円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円)
F. 差引金額(A - B - C - D - E)	(	円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

### 実績判定期間における

G. 受け入れた「寄附金総額 <sup>(注)</sup> 」	(	円)
H. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(	円)
I. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円)
J. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円)
K. 差引金額(G - H - I - J)	(	円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Kの金額( )}}{\text{Fの金額( )}} \geq 20\% \text{である}$$

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等①-イに  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

※初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定NPO法人としての特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ —パブリック・サポート・テスト(PST)について—  
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である。

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等①-ロに  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

- ★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

実績判定期間月数(A)				年3,000円以上の寄附者数(B)	
①	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
②	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
③	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
④	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
⑤	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
	合 計			月	人

$$\frac{B\text{の合計}(\quad) \times 12}{A\text{の合計}(\quad)} = \boxed{\text{年平均} \quad \text{人}} \geq 100$$

※初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

認定基準等② — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

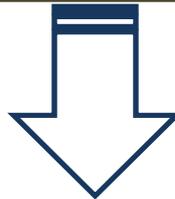
B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動

F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動



AからFの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

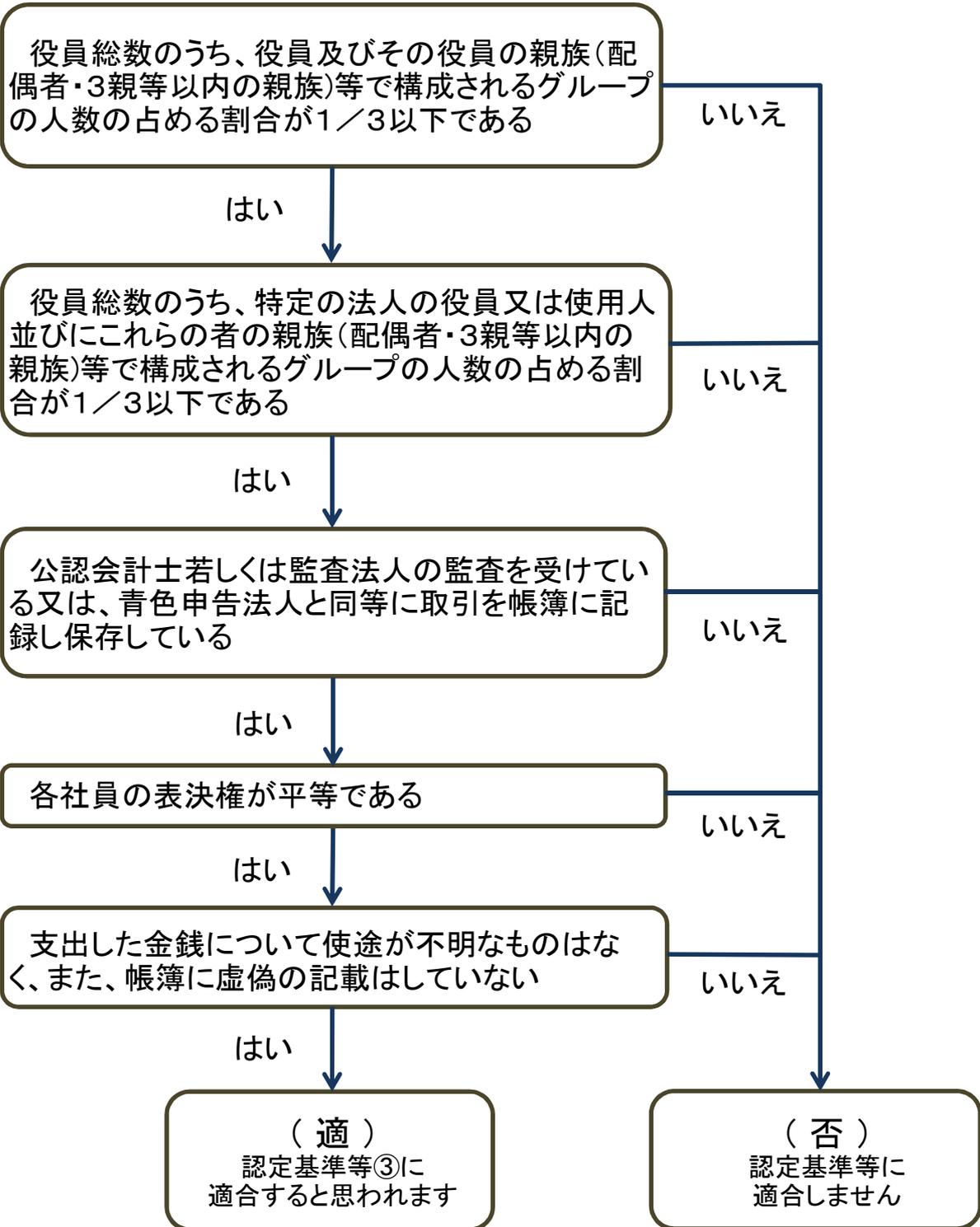
( 適 )  
認定基準等②に  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

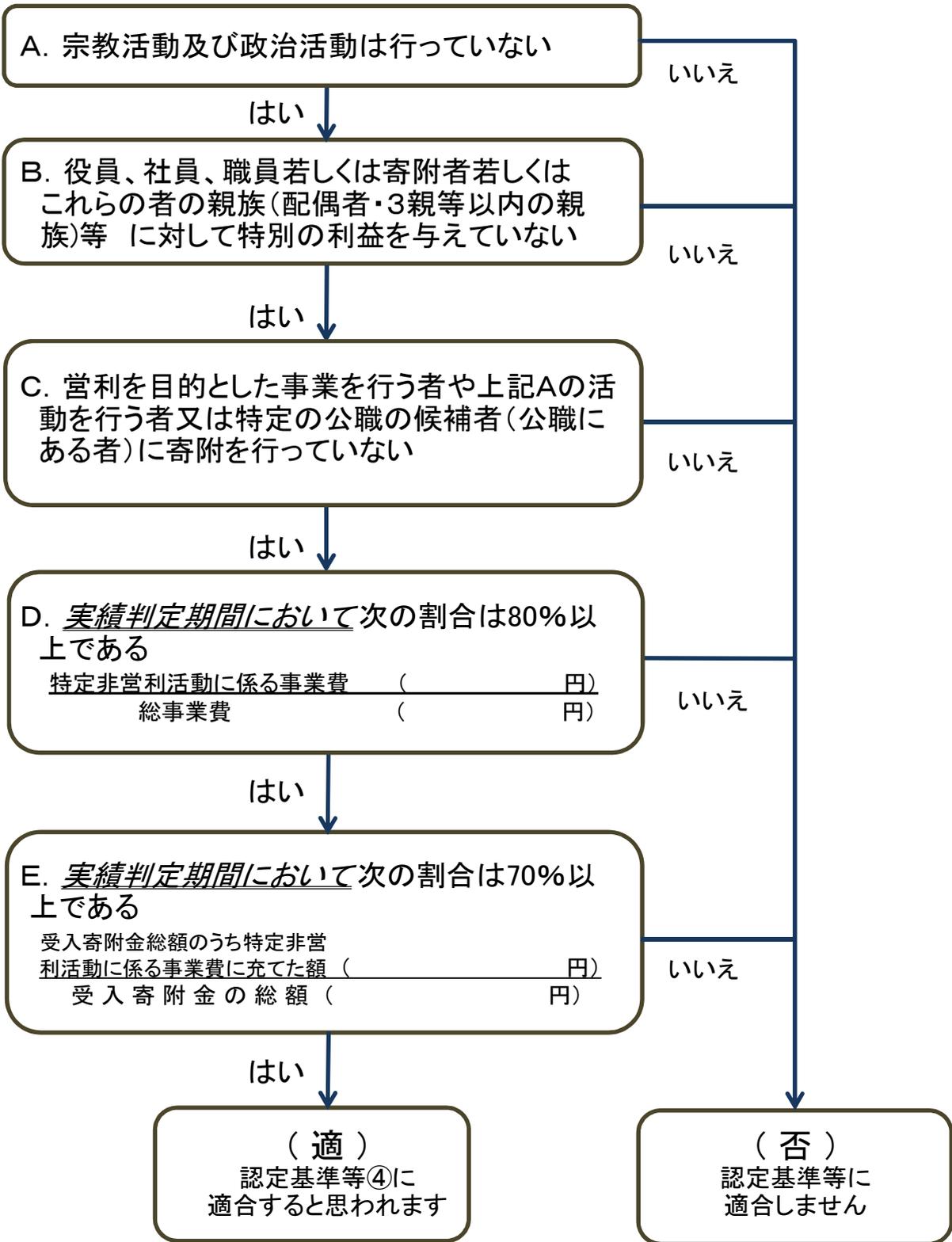
※ 「会員等」の定義については、p.8を参照願います。



認定基準等③ — 運営組織及び経理について —

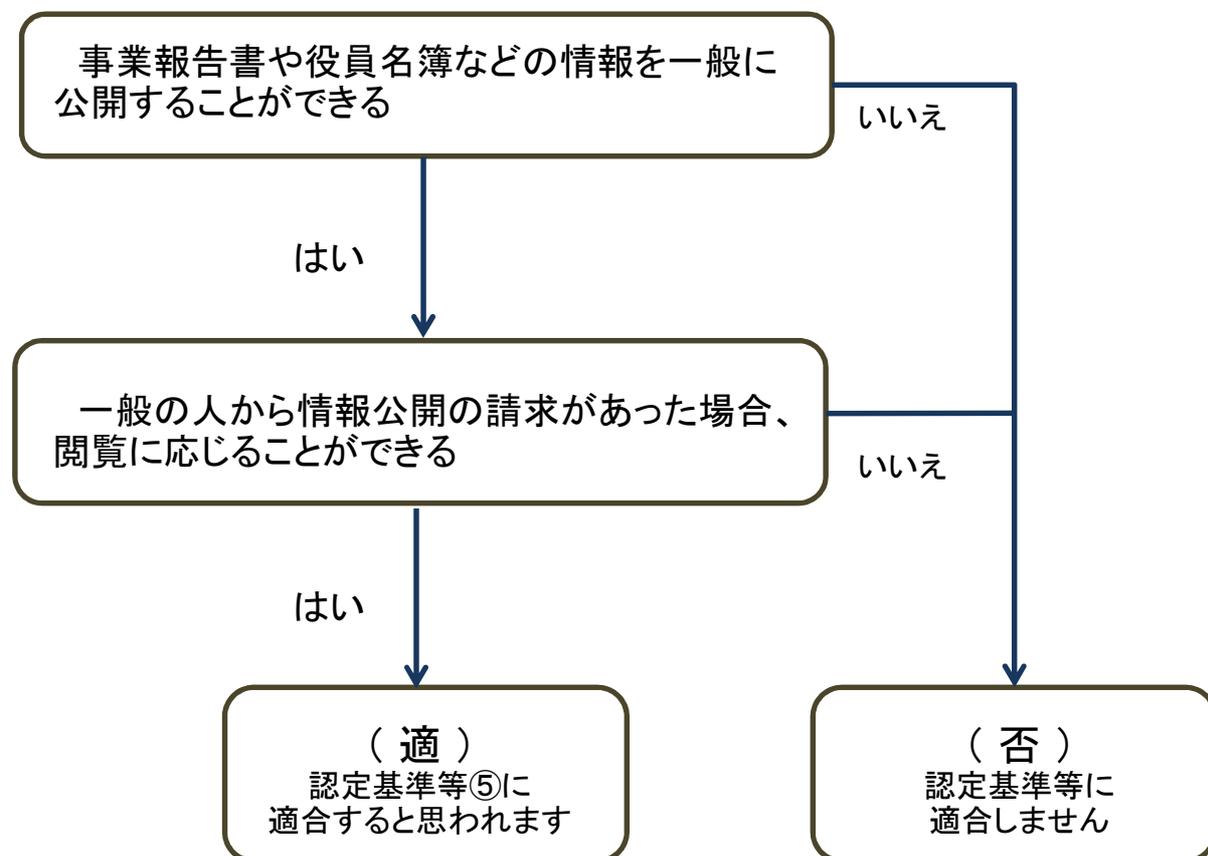


認定基準等④ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

認定基準等⑤ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準等⑥ — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

はい

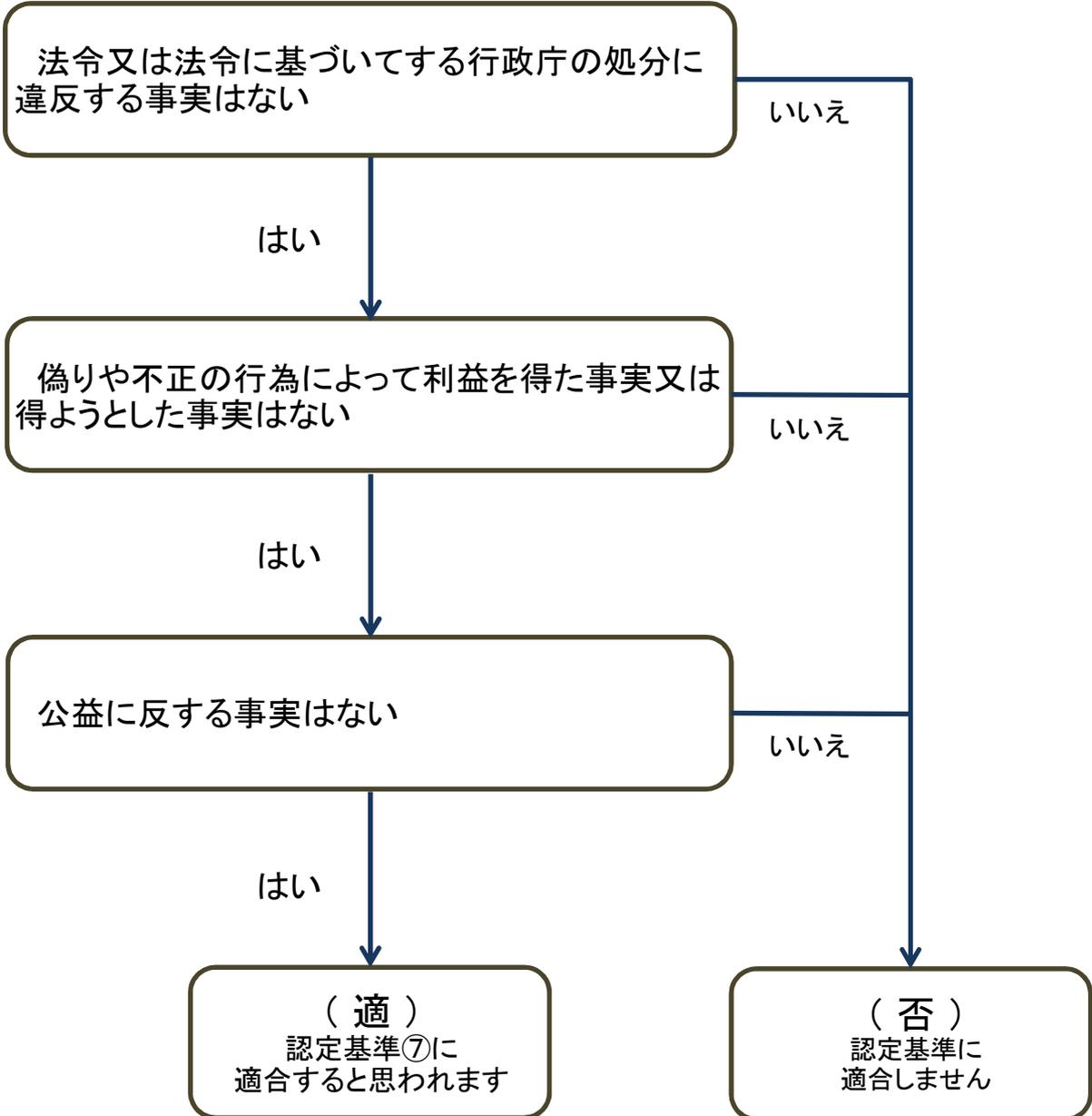
( 適 )  
認定基準⑥に  
適合すると思われます

いいえ

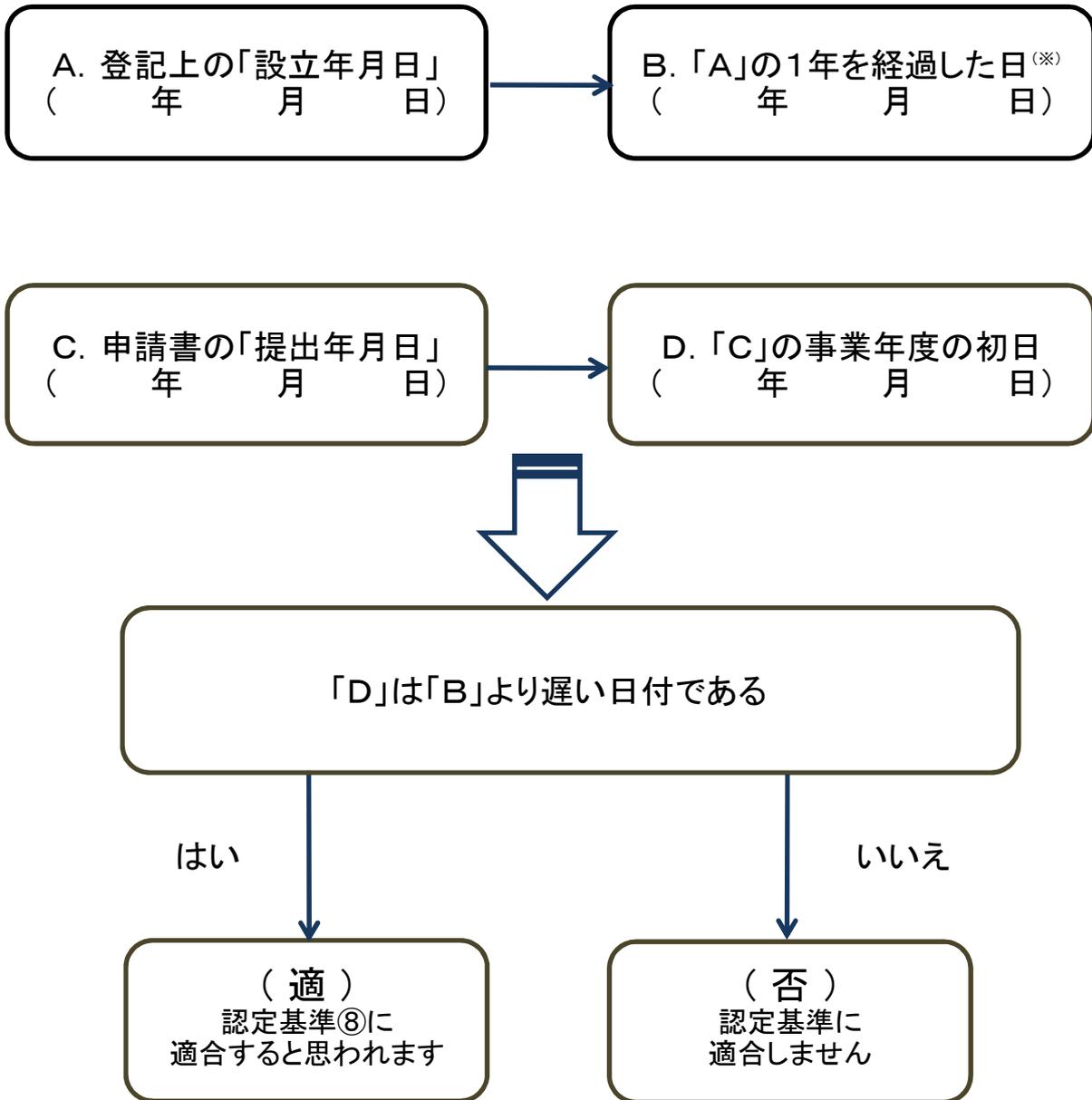
( 否 )  
認定基準に  
適合しません

- ※ 事業報告書等
- ・事業報告書
  - ・活動計算書
  - ・貸借対照表
  - ・財産目録
  - ・年間役員名簿
  - ・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準等⑦ — 不正行為等について —



認定基準等⑧ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員のうち、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)  
欠格事由に該当  
しないと思われます

(否)  
欠格事由に該当します

## 第3章 認定NPO法人制度について 解説編

### 目次

1	認定手続等の概要	16
2	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続	17
	(1) 認定を受けようとする場合	17
	(2) 特例認定を受けようとする場合	19
	(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合	19
	(4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務	20
	《参考1》実績判定期間	22
	《参考2》認定を受けるための申請書及び添付書類	25
3	認定等の基準の概要	28
	(1) 認定の基準の概要	28
	(2) 欠格事由の概要	31
4	認定を受けるための基準	32
	(1) パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準	32
	(2) 活動の対象に関する基準	40
	(3) 運営組織及び経理に関する基準	42
	(4) 事業活動に関する基準	44
	(5) 情報公開に関する基準	46
	(6) 事業報告書等の提出に関する基準	47
	(7) 不正行為等に関する基準	47
	(8) 設立後の経過期間に関する基準	47
5	特例認定を受けるための基準	48
	(1) 設立の日からの経過期間に関する基準	48
	(2) 認定又は特例認定の有無に関する基準	48
6	欠格事由について	49
	○確認させていただく資料(例)	51
7	認定NPO法人等の税制上の措置	52
	(1) 個人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置	52
	(2) 法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置	54
	(3) 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置	55
	(4) 認定NPO法人のみなし寄附金制度	56
	様式及び添付書類	57
	○認定(特例認定)特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書	57

○認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）	60
○特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）	61
○認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書	62
○認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）	64
○認定基準等チェック表（第1表相対値基準・原則用）	65
○認定基準等チェック表（第1表相対値基準・小規模法人用）	68
○受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1相対値基準・原則用）	70
○受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1相対値基準・小規模法人用）	72
○社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2相対値基準用）	75
○認定基準等チェック表（第1表絶対値基準用）	77
○認定基準等チェック表（第2表）	79
○認定基準等チェック表（第3表）	81
○役員等の状況（第3表付表1）	83
○帳簿組織の状況（第3表付表2）	85
○認定基準等チェック表（第4表）	86
○役員等に対する報酬等の状況等（第4表付表1）	89
○役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	90
○認定基準等チェック表（第5表）	92
○認定基準等チェック表（第6、7、8表）	94
○欠格事由チェック表	96
○寄附金を充当する予定の事業内容等	98
○寄附者名簿	99

認定又は特例認定に関する申請書類等は、静岡市のホームページからダウンロードできます。

URL : [https://www.city.shizuoka.jp/000\\_002207.html](https://www.city.shizuoka.jp/000_002207.html)

# 1 認定手続等の概要

## NPO 法人

事前相談

- ◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。
  - 認定を受けるための基準については p. 28～をご確認ください。

申請書提出

- ◎ NPO 法人の所轄庁に認定（特例認定）申請書を提出してください。
  - 申請手続については p. 17～をご確認ください。
  - 申請様式については「様式例」 p. 57～をご確認ください。

実態確認等

- ◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります（法 73）。
  - 確認させていただく資料（例）については p. 51 をご確認ください。

### —認定 NPO 法人—

NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます（法 2③、44①）。

### —特例認定 NPO 法人—

NPO 法人の設立の日から 5 年を経過しないもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます（法 2④、58①）。

役員報酬規程等の提出  
(IV-pp. 48-50 参照)

認定 NPO 法人等は、役員報酬規程等及び助成金の支給実績を所轄庁に提出しなければなりません（法 55①②、62）。

情報公開  
(IV-pp. 51-53 参照)

認定 NPO 法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを事務所において閲覧させなければなりません（法 52④、54④、62）。

異動の届出等  
(IV-pp. 49-50 参照)

認定 NPO 法人等は認定等されたとき、代表者の変更があったときなど、所定の異動・変更等があった場合には、その旨を記載した書類（添付書類含む。）を所轄庁に提出しなければなりません（法 49④、52①～③、53①④、62、法規 30、31②）。

## 2 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

### (1) 認定を受けようとする場合

イ 認定 NPO 法人として認定を受けようとする法人は、所轄庁の条例に定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法 44②）。

なお、申請書等の提出については、内閣府ウェブ報告システムを利用したオンライン提出も可能です。オンライン提出を希望する方は、以下の URL からログインしてください。

<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>

（URL 先ページ右上の「法人ログイン」に進んでください。）

（注）申請書及び添付書類については、様式例（p. 56～）をご参照ください。

① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）、住所、寄附金の金額及び受け入れた年月日を記載したもの。）

※ 実績判定期間とは、認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法 44③）。

詳しくは、p. 21「参考 1（実績判定期間）」をご参照ください。

② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

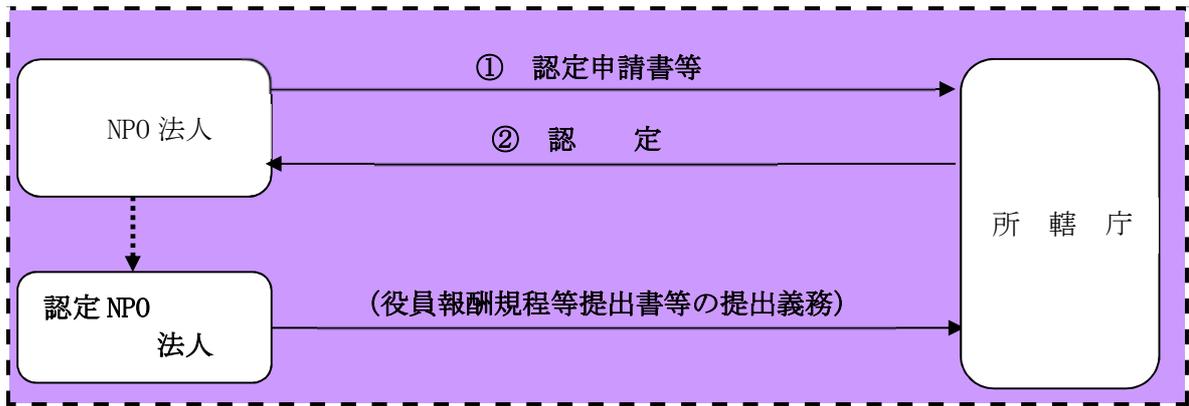
（注）認定基準については p. 31～、欠格事由については p. 48～をご参照ください。

③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過している必要があります（法 45①八）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年です（法 51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする場合、その有効期間の更新を受ける必要があります（p. 18「（3）認定の有効期間の更新を受けようとする場合」をご参照ください。）（法 51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法 44②、58②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式例（p. 56～）をご参照ください。

① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注 1）特例認定の基準及び欠格事由については、pp. 39-49（「(2) 活動の対象に関する基準」～「6 欠格事由について」）をご参照ください。

（注 2）特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③、58②）。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 特例認定の申請ができる NPO 法人は、以下の基準に適合する必要があります（法 45 ①八、59 一～三）。

① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること

② 特例認定の申請を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること

③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年です（法 60）。特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効します。特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行ってください。なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合、特例認定の効力を失います（法 61①四）。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の 6 月前から 3 月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法 51②③⑤）。

① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注）更新に係る認定の基準については、新規申請と同様で、認定取得後 5 年間の実績を判定します。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注1) 認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は不要ですが、当該名簿の作成の日から起算して5年間事務所に備え置く必要があります(法51⑤、54②一)。

(注2) 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法44③、51⑤)。

(注3) 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます(法51⑤ただし書き)。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります(法51①)。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります(法51④)。

(4) 認定NPO法人等の役員報酬規程等の提出義務

認定NPO法人等は、毎事業年度1回、役員報酬規程等を所轄庁に提出しなければなりません(法54②③、55、62)。提出する書類等の詳細は、「第4章法人の管理・運営について「4(1)事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」(IV-p.48)をご参照ください。

《参考》

1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされています（法 50①②、62）。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（法 78 二～五）。

2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法 49①、51⑤、62）。

3 認定の公示

所轄庁は、認定 NPO 法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされています（法 49②、51⑤、62）。

（公示事項）

① 認定 NPO 法人等の名称

② 代表者の氏名

③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地

④ 認定等の有効期間

⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定 NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 53②、62）。

⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき

⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき

⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき

⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

4 認定等の失効

認定 NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法 57①、61）。

イ 認定等の有効期間が経過したとき（法 51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）

ロ 認定 NPO 法人等が認定 NPO 法人等でない NPO 法人と合併をした場合、その合併が法 63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法 63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）

ハ 認定 NPO 法人等が解散したとき

ニ 特例認定 NPO 法人が認定 NPO 法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定 NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 57②）

5 協力依頼

所轄庁は、NPO 法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるとされています（法 73）。この規定により、所轄庁が認定申請中の NPO 法人や認定 NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

**参 考 1 (実績判定期間)**

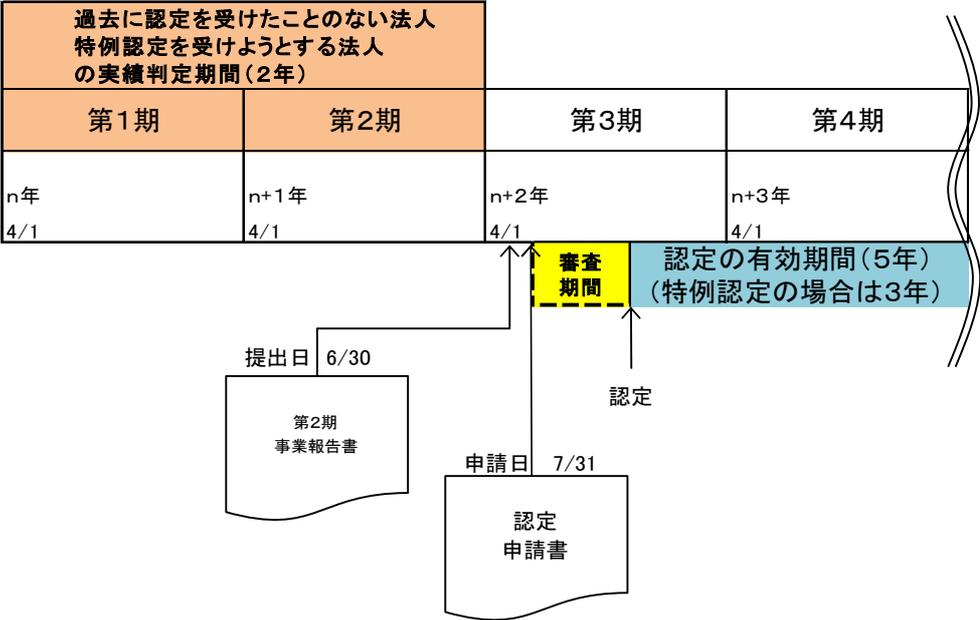
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

**【具体例1】**

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の提出日 n+2年6月30日
- 申請書を提出した日 n+2年7月31日
- 実績判定期間 n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn+2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおよね次表のとおりとなります。

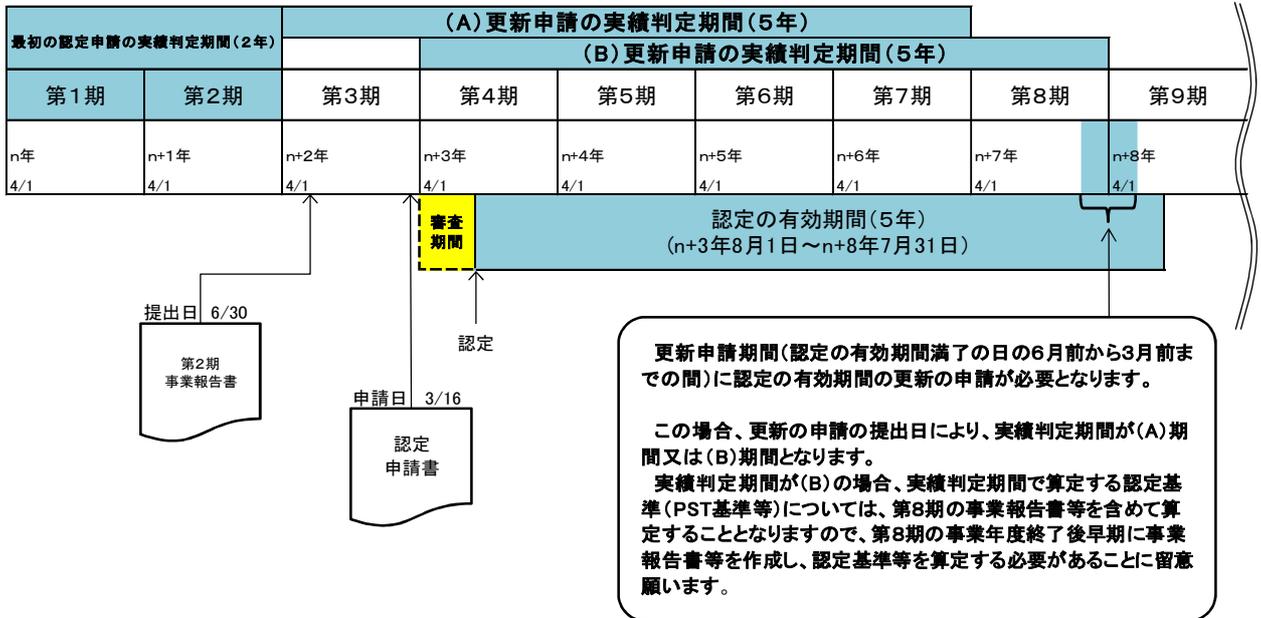
- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : n+3年3月16日
- 認定の有効期間 : n+3年8月1日～n+8年7月31日
- 更新申請期間 : n+8年1月31日～n+8年4月30日
- 更新の申請書の提出日 : ケースA又はケースBのとおり

《ケースA：更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

- 実績判定期間：n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）  
更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）となります。  
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

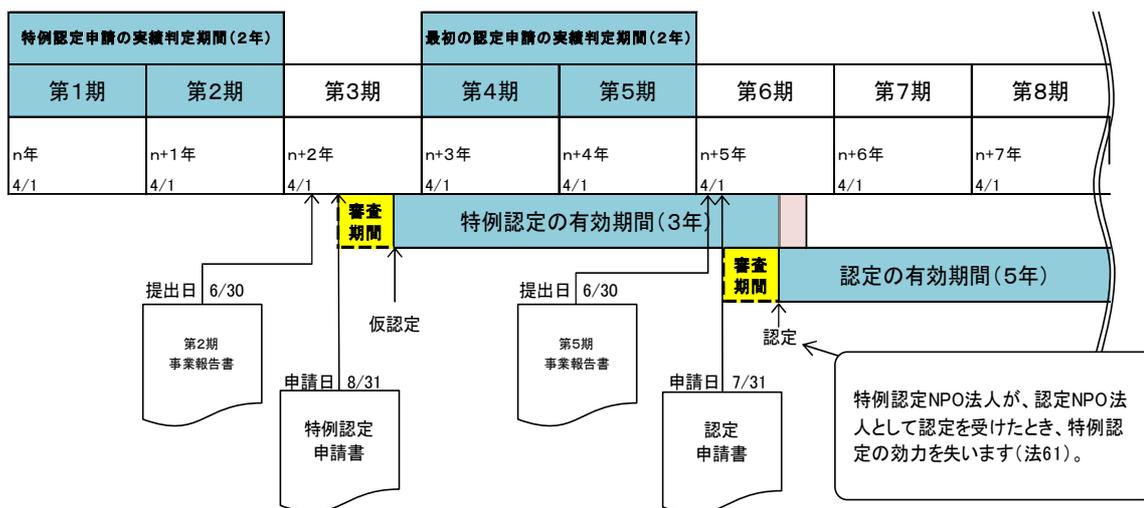
- 実績判定期間：n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）  
更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）となります。  
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日(第1期)～n+2年3月31日(第2期)
- 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日～n+5年11月15日
- 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日(第4期)～n+5年3月31日(第5期)
- 認定の有効期間 : n+5年11月16日～n+10年11月15日



## 参 考 2 (認定を受けるための申請書及び添付書類)

### イ 認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申 請 書 ・ 添 付 書 類	
認定特定非営利活動法人認定申請書 (様式第 29 号)	
1 寄附者名簿	
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	イ、ロのいずれか1つの基準を選択してください。
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人
	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)
	認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・原則用)
	受け入れた寄附金の明細表 (第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)
	社員から受け入れた会費の明細表 (第1表付表2 相対値基準用)
	ロ 絶対値基準
	認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)
	二 号 基 準
三 号 基 準	認定基準等チェック表 (第3表)
	役員 の 状 況 (第3表付表1)
	帳簿組織の状況 (第3表付表2)
四 号 基 準	認定基準等チェック表 (第4表)
	役員等に対する報酬等の状況 (第4表付表1)
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)
基 準 五 号	認定基準等チェック表 (第5表)
号 基 準 六 〜 八	認定基準等チェック表 (第6、7、8表)
欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

ロ 認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類	
認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書（様式第 32 号）	
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	イ、ロのいずれか1つの基準を選択してください。
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）
	ロ 絶対値基準
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）
二 号 基 準	認定基準等チェック表（第2表）
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）
	役員 の 状 況（第3表付表1）
	帳簿組織の状況（第3表付表2）
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）
号 基 準 六 〜 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（法 51⑤）。
- 2 特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法 51⑤ただし書）。
- 3 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

## ハ 特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類	
特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書（様式第 29 号）	
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
一 号 基 準	認定基準等チェック表（第 2 表）
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）
	役員 の 状 況（第 3 表付表 1）
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第 5 表）
号 基 準 六 号 八	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）
欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法 58②、59 一）。

（参 考）

所轄庁に提出していることが必要な書類
① 事業報告書
② 計算書類（活動計算書、貸借対照表）
③ 財産目録
④ 年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

（注意事項）

上記書類は認定申請書への添付は不要ですが、法第 29 条の規定に基づき所轄庁に提出していることが認定基準の一つとなっています（法 45①六）。

### 3 認定等の基準の概要

#### (1) 認定の基準の概要

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資することにつき、次に掲げる（1）から（8）までの基準に適合する必要があります（法 44①、45）。

また、特例認定 NPO として特例認定を受けるためには、NPO 法人として設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる（2）から（10）までの基準に適合する必要があります（法 45、58、59）。

次表は、認定基準等の概要をまとめたものです。詳細については、p. 31 以降をご参照ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリック・サポート・テスト (PST について)	<p>広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の2つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p><b>1 相対値基準</b></p> <p><b>イ 原則</b></p> <p>実績判定期間における</p> $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、pp. 33-35 をご参照ください。</p> <p><b>ロ 小規模法人の特例</b></p> <p>実績判定期間における</p> $\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。</p> <p>(注2) 小規模法人の定義、ニの金額、ホの金額、ヘの金額については、p. 31 及び pp. 36-37 をご参照ください。</p> <p>※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等を PST の分母・分子に算入することができます。その詳細については、pp. 37-38 をご参照ください。</p> <p><b>2 絶対値基準</b></p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であること。</p> <p>(注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。</p> <p>(注3) 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p>

<p>(2) 活動の対象について</p>	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動</p> <p>ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動</p> <p>ニ 特定の者の意に反した活動</p>
<p>(3) 運営組織及び経理について</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数 <math>\div</math> 役員の数 <math>\leq \frac{1}{3}</math></p> <p>② 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数 <math>\div</math> 役員の数 <math>\leq \frac{1}{3}</math></p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。</p> <p>ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p>
<p>(4) 事業活動について</p>	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動</p> <p>② 政治活動</p> <p>③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>ハ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費 <math>\div</math> 総事業費 <math>\geq 80\%</math></p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 <math>\div</math> 受入寄附金総額 <math>\geq 70\%</math></p>

<p>(5) 情報公開について</p>	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>③ 助成の実績を記載した書類</p>
<p>(6) 事業報告書等の提出について</p>	<p>各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。</p>
<p>(7) 不正行為等について</p>	<p>法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。</p>
<p>(8) 設立後の経過期間について</p>	<p>認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立以後 1 年を超える期間が経過していること。</p>
<p>(9) 過去の認定等の有無について</p>	<p>過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。</p>
<p>(10) 設立の日からの経過期間について</p>	<p>特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から 5 年を経過しない法人であること。</p>

認定 NPO 法人等の上記基準のうち、(1) の 1 と 2、(2)、(4) のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4) のイとロ、(5)、(6)、(7) の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5) ロの基準を除きます。）(法 45①九)。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4) のイとロ、(7) の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます(法 67②)。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、認定又は特例認定を受けることができません（法 47、62）。

次表は、各欠格事由の概要をまとめたものです。詳細は p. 48 をご参照ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	<p>NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</li> <li>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</li> <li>3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</li> <li>4 暴力団の構成員等</li> </ol>
(2) 認定等取消の日から 5 年を経過していない	<p>認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。</p>
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	<p>NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反している場合には、欠格事由に該当します。</p>
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	<p>国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。</p>
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過していない	<p>国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。</p>
(6) 次のいずれかに該当する	<p>NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団</li> <li>2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある</li> </ol>

#### 4 認定を受けるための基準

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、次の（１）から（８）の基準に適合する必要があります（法 45①、法令 1～5）。

##### （１）パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次の①～②のいずれかの基準を選択できます。

##### ① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原則 (p.33～参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (p.36～参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし） (p.37～参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり） (p.38参照)

##### 《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が50人以上である法人に限られます（法45②、法令3）。

##### 【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800 \text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50 \text{人}$$

3,000円以上である寄附者（役員、社員除く）の数

② 絶対値基準 <算式5>

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であること (p. 39 参照)。

(注1) 寄附者の氏名 (法人にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

(注2) 寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

(注3) 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

**【算式】**

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

$$\text{総収入金額} - \text{イの金額}$$

【寄附金等収入金額とは？】

$$\text{受入寄附金総額} - \text{ロの金額} + \text{ハの金額}$$

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額<sup>（注1）</sup>からイの金額を控除した金額）のうち寄附金等収入金額（受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハの金額を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（法45①一イ、法令1）。

（注1）総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し、計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ（1）、法規5）

- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者

当たり基準限度超過額に相当する部分

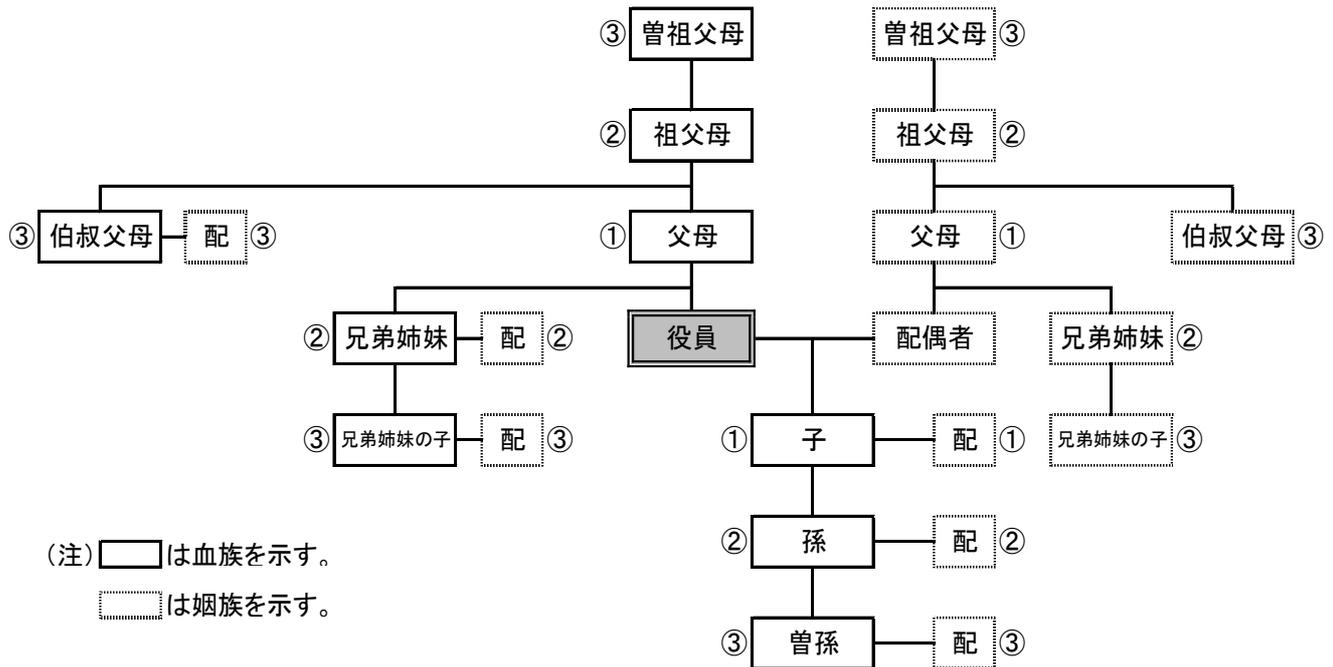
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規4ニ・16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

### 《3親等以内の親族図》



**ロの金額**⇒次に掲げる金額の合計額（法 45①一イ（2）、法規 6、7）

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が 1,000 円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金  
（注 3）役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び 3 親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規 8）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注 1）をご覧ください。

（注 4）「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の 100 分の 10 を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定 NPO 法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の 100 分の 50 を超える部分の金額となります（法規 6）。

（注 5）「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000 円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法 45①一イ、法規 7）。

**ハの金額**（法 45①一イ（3）、法規 4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「（2）活動の対象に関する基準」に定める割合（p. 39 参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額 — **ロの金額**を限度とします。）

（注 6）**ハの金額**を PST の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規 4）。

- （イ）社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- （ロ）社員（役員並びに役員の配偶者及び 3 親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、**イの金額**（注 1）と同様です。）の数が 20 人以上であること。

（注 7）上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（p. 39（2）の事業活動のうち会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算式2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（p. 31 参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

（解説）

実績判定期間における、総収入金額からニの金額を控除した金額のうちに、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにヘの金額を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法令5②）。

ニの金額⇒次に掲げる金額の合計額（法45①一イ（1）、法令5②一、法規5、25②）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分

（注8）ここに掲げるものは、《算式1》のイの金額の①～⑤と同一です。

ホの金額（法45①一イ（2）、法令5②二、法規6）

受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額

（注9）これは《算式1》のロの金額の①と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注10）「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注4）をご参照ください。

ヘの金額 (法令 5②、法規 4、25①)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額 (「(2) 活動の対象に関する基準」に定める割合 (p. 39 参照) を乗じて計算した金額) を控除した金額 (ただし、受入寄附金総額－ホの金額 を限度とします。)

(注 11) これは《算式 1》のハの金額と同一です (注 6、注 7 をご覧ください)。

(注 12) ヘの金額を PST の分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります (法規 4、25①)。

(イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(ロ) 社員 (役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。) の数が 20 人以上であること。

(注 13) 共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合 (p. 39 (2) の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。) を乗じた金額となります。

### 《算式 3》 相対値基準 (国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用なし))

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等を PST に算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です (法令 5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額 (チの金額) は、受入寄附金総額からロの金額 (p. 35 参照) を控除した金額が限度となります (分母には、国の補助金等の額の全額 (トの金額) を算入します。)

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式 1》(p. 33) をご参照ください。

トの金額 (法令 5①)

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額 (法令 5①)

① 国の補助金等の額

② 受入寄附金総額からロの金額 (p. 35 参照) を控除した金額

《算式4》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり））

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）国の補助金等を PST に算入するか否か選択適用可能

（解説）

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令5③）。ただし、分子に算入する国の補助金等の額（リの金額）は、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額が限度となります。（分母には、国の補助金等の全額（トの金額）を算入します。）。

上記算式のうち、ニの金額、ホの金額及びヘの金額については、pp. 36-37 をご参照ください。

トの金額（法令5③）

国の補助金等の全額

リの金額⇒次のいずれか少ない金額（法令5③）

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からホの金額を控除した金額

《算式5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
- 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- 3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
- 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること(法45①一口、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合します。

(2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における	の事業活動に占める割合 < 50%
イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動	
ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動	
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動	
ニ 特定の者の意に反した活動	

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(法45①二)。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます(法規10)。

イ 会員又はこれに類する者(NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役

務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換  
その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡のうち対価を得ないで行われるもの  
その他一定のものを除きます。）

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（法規11）。

- ① 当該申請に係る NPO 法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者  
又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO 法人の帳簿書類等  
に氏名又は名称が記載された者であって、その NPO 法人から継続的に若しくは反復  
して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- ② 当該申請に係る NPO 法人の役員

(注2) NPO 法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO 法人が行う  
不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等  
以外の NPO 法人の活動に関係しない者をいいます（法規12）。

(注3) その他一定の者とは、次に掲げる者をいいます（法規13）。

- ① その NPO 法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の  
対価の額のおおむね 10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他  
その資産の譲渡等に付随して生ずる費用で、その実費に相当する額（②において「付  
随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの
- ② その NPO 法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規  
定により使用者が労働者に支払わねばならないこととされている賃金の算定の基礎  
となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がその NPO 法人に  
支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の  
提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下の  
もの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- ③ 法別表19号に掲げる活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益  
社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定 NPO 法人である会員等（※1）  
が参加しているものに限り、）に対する助成

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務  
所その他これらに準ずるものを有するものなどその便益の及ぶものが特定の範囲の者  
である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注）3③に掲げる活動及び会員等に対  
する資産の譲渡等を除きます。）

(注) 特定の地域とは、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては区又は総  
合区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規15）。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他  
の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること (法 45①三)。

イ 次の割合のいずれについても3分の1であること。

- ① 役員総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族(以下「親族関係を有する者」といいます。)並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員総数のうちに特定の法人(その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規 16)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2)「一定の関係のある法人」とは、一の者(法人に限ります。)が法人の発行済株式又は出

資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規 17）。

a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある 1 若しくは 2 以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

b 一の者との間に直接支配関係がある 1 若しくは 2 以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

(注 3) NPO 法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます（法規 19）。

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第 53 条から第 59 条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規 20）。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規 21）。

(4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（法 45①四）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないこと。その他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規 16、22）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a 又は b に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（法規 23）。

- a 当該役員の職務の内容、当該 NPO 法人の職員に対する給与の支給の状況、当該 NPO 法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該 NPO 法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該 NPO 法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法規24)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算して計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(5) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類  
② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類  
③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類  
④ 内閣府令で定める書類  
⑤ 助成の実績を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法 45①五）。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 44②二）  
② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 44②三）  
③ a 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）  
b 前事業の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類（法 54②三）

(注)「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものです（法規 32①）。

- 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 3 次に掲げる取引に関する取引先、取引金額その他その内容に関する事項
  - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
  - ロ 役員等との取引
- 4 寄附者（当該認定 NPO 法人の役員、役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 5 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

7 海外への送金又は金銭の持ち出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

c 内閣府令で定める書類（法 54②四）

（注）「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規 32②）。

法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

④ 助成の実績を記載した書類（法 54③）

#### （6）事業報告書等の提出に関する基準

**各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること**

（解説）

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法 45①六）。

#### （7）不正行為等に関する基準

**法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと**

（解説）

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法 45①七）。

#### （8）設立後の経過期間に関する基準

**認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。**

（解説）

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法 45①八）。

## 5 特例認定を受けるための基準

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記（2）から（8）の認定基準に加え、次の（9）及び（10）の認定基準に適合する必要があります（法 59）。

### （1）設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること（法 59①二）

### （2）認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法 59①三）

## 6 欠格事由について

### 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法 47）

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から 5 年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

（解説）

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定、特例認定（以下、「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法 47）。

イ NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等<sup>（注1）</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、

納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

④ 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup>

(注1)「刑法第204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(※1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(※2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算税を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

へ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

① 暴力団

② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

# 確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性或申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO 法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO 法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例) ・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
10	NPO 法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO 法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じてこれら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

## 7 認定 NPO 法人等の税制上の措置

認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人（以下「認定 NPO 法人等」といいます。）にかかる税制上の措置とは、次の 4 つをいいます。

### (1) 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

#### <所得税>

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の（1）又は（2）のいずれかの控除を選択適用できます（所法 78②、措法 41 の 18 の 2 ①②）。



#### (1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

#### 《算式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

#### (2) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額（所得税額の 25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

#### 《算式》

$$(\text{認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

（注） 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の 40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の 40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の 25%相当額が限度です。

#### 【証明書の添付又は提示等】

(1) の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定

申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令 262①、所規 47 の 2③）。

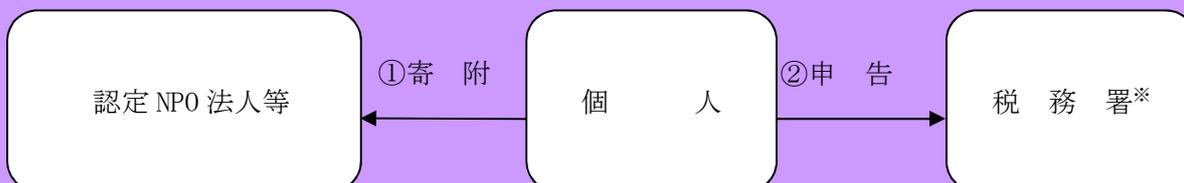
（2）の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法 41 の 18 の 2③、措規 19 の 10 の 3）。

（注）平成 30 年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

### <個人住民税>

認定 NPO 法人等に対する特定寄附金又は個人が NPO 法人の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金<sup>※</sup>は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第 37 条の 2、第 314 条の 7）。

※静岡市では、静岡市内に主たる事務所を有する認定 NPO 法人に対する寄附金を指定しています。



#### 《算式》

$$(\text{寄附金}^{\text{注1}} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%^{\text{注2}} = \text{税額控除額}$$

（注 1）寄附金の合計は、総所得金額等の 30%相当額が限度です。

（注 2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・ 県 4 %、一般市町 6 %
- ・ 県 2 %、指定都市 8 %

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は 10%）

#### 【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

## (2) 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。



### (一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

### (特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が 1 年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

### (証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定 NPO 法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

### (3) 相続人等が認定 NPO 法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法 70①②⑩)。

#### (寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

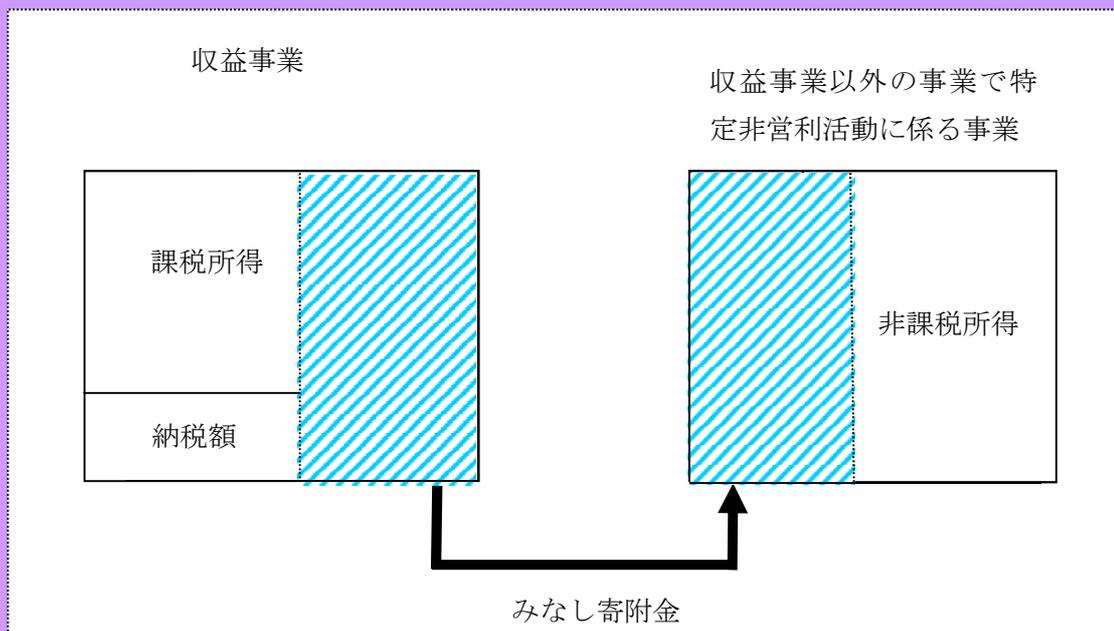
#### (証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法 70⑤⑩、措規 23 の 5)。

#### (4) 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定 NPO 法人には適用されません（法人法 37⑤、法人令 73①、法人規 22 の 4、措法 66 の 11 の 2 ①）。



#### ○税制上の措置の対象となる寄附

##### (個人又は法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていない NPO 法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出した寄附金は、7 (1) ~ (3) (pp. 51-54) の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

##### (相続人等が認定 NPO 法人に寄付した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定 NPO 法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から 2 年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

## 様式・添付書類

様式第29号（第26条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人認定（特例認定）申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電 話 番 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第2項（第58条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、認定（特例認定）特定非営利活動法人としての認定（特例認定）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 設立年月日 年 月 日
- 2 事業年度 月 日から 月 日まで
- 3 パブリックサポートテストの基準
- 4 過去の認定の有無 無 ・ 有
  - (1) 過去の認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
  - (2) 過去に認定した所轄庁
- 5 過去の特例認定の有無 無 ・ 有
  - (1) 過去の特例認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
  - (2) 過去に特例認定した所轄庁
- 6 認定取消の有無 無 ・ 有
  - (1) 取消日 年 月 日
  - (2) 取り消した所轄庁
- 7 特例認定の取消の有無 無 ・ 有
  - (1) 取消日 年 月 日
  - (2) 取り消した所轄庁
- 8 添付書類
  - (1) 寄附者名簿
  - (2) 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(注)

- 1 特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けようとする法人は、本申請において適用するパブリックサポートテストの基準の記載及び添付書類のうち(1)については添付の必要はありません。
- 2 記載事項4から7までの(1)及び(2)については、それぞれ該当がない場合は記載の必要はありません。

■書類作成時の留意事項

- ・「その他の事務所の所在地」には、定款に記載されている「従たる事務所」をすべて記入してください。
- ・申請本文の“認定(特例認定)”は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。

申請法人名	
-------	--

従たる事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒  電話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電話 ( ) — FAX ( ) —		

(注意事項) 定款に記載のある従たる事務所をすべて記載すること。

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
認定特定非営利活動法人認定申請書（様式第29号）		
1 寄附者名簿		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
二 号 基 準	認定基準等チェック表（第2表）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員の状況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
号 六 基 準 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	
欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		チェック
特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書（様式第 29 号）		
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
二 号 基 準	認定基準等チェック表（第 2 表）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第 3 表）	
	役員の状況（第 3 表付表 1）	
	帳簿組織の状況（第 3 表付表 2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第 4 表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第 4 表付表 1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）	
基 五 号	認定基準等チェック表（第 5 表）	
号 六 基 準 八	認定基準等チェック表（第 6、7、8 表）	
	欠格事由チェック表	
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

様式第32号（第29条関係）

認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

主たる事務所の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 設立年月日 年 月 日
- 2 事業年度 月 日から 月 日まで
- 3 パブリックサポートテストの基準
- 4 認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 添付書類

（1）認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（2）寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

申請法人名	
-------	--

従たる事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		
〒  電 話 ( ) — FAX ( ) —		

(注意事項) 定款に記載のある従たる事務所をすべて記載すること。

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック	
認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書（様式第32号）			
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
一 号 基 準	イ、口のいずれか1つの基準を選択してください。		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準		
		認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
二 号 基 準	認定基準等チェック表（第2表）		
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）		注 2
	役員の状況（第3表付表1）		
	帳簿組織の状況（第3表付表2）		
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）		注 1
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）		
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）		
五 号 基 準	認定基準等チェック表（第5表）		
六 号 基 準	認定基準等チェック表（第6、7、8表）		注 2
八 号 基 準	欠格事由チェック表		
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

（注意事項）

- 1 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 2 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄

の記載は必要ありません。

3 寄附者名簿の添付は必要ありません（法第51条第5項）。

認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において5分の1以上であること。			チェック欄
		実績判定期間	
経常収入金額（㉓の金額）		①	円
総収入金額		㉑	円
控除金額	国の補助金等の金額（㉒欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㉒	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉓	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉔	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉕	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）①欄の「（ ）」）	㉖	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㉗	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㉘	円
休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㉙	円	
差引金額（㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙）	㉚	円	
寄附金等収入金額（㉑の金額）		②	円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）④欄）		㉛	円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㉜	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㉝	円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㉞	円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㉟	円
差引金額（㉛-㉜-㉝-㉞-㉟）	㊱	円	
会費収入（㉒欄と付表2（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金額）		㊲	円
国の補助金等の金額（㉒欄の金額を限度とする。）		㊳	円
合計金額（㊱+㊲+㊳）		㊴	円
基準となる割合（②÷①）		③	%

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。

- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用)記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉑」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉒」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉑」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」～「休眠預金等交付金関係助成金㉗」、及び「受入寄附金総額㉘」～「休眠預金等交付金関係助成金㉙」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・原則用)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉚」欄	「差引金額㉛」欄と「第1表付表2(相対値基準用)㉜」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉝」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉛」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

**認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)**

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間（注意事項参照）における下欄③の㊦欄の金額に占める㊩欄の金額の割合（㊨欄）が、 5分の1以上であること			チェック欄

**小規模法人の判定**

①  $\frac{\text{実績判定期間の総収入金額 (円)}}{\text{実績判定期間の月数 (月)}} \times 12 = \text{㊀ (円)}$

㊀が800万円未満である	はい	② へ
	いいえ	小規模法人の例計算・・・適用不可

② 実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。）の数が50人以上である	はい	小規模法人の特例計算・・・適用可③ へ
	いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可

**③ 小規模法人の特例計算を適用する場合**

総収入金額	㊦	円	
控 除 金 額	国の補助金等の額（㊧欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㊦	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊧	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊨	円
	資産の売却収入で臨時的ものの金額	㊩	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊪欄の「( )」)	㊪	円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊫欄）	㊫	円
<b>差引金額</b> (㊦-㊦-㊧-㊨-㊩-㊪-㊫)	㊬	円	

受入寄附金総額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊭欄）	㊭	円	
控 除 金 額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊮欄）	㊮	円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊫欄）	㊫	円
	差引金額 (㊭-㊮-㊫)	㊯	円
会費収入（㊰欄と付表2（相対値基準）㊱欄のうちいずれか少ない金額）	㊰	円	
国の補助金等の金額（㊱欄の金額を限度とする）	㊱	円	
<b>合計金額</b> (㊯+㊰+㊱)	㊲	円	
<b>基準となる割合</b> (㊲ ÷ ㊬)	㊳	<b>%</b>	

**(注意事項)**

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「O」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉒」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉓」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉓」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉔」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉕」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉖」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉗」、「休眠預金等交付金関係助成金㉘」、「受入寄附金総額㉙」、「一者当たり基準限度超過額の合計㉚」、「休眠預金等交付金関係助成金㉛」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉜」欄	「差引金額㉝」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㉞」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉟」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉟」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。



「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限ります。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑩欄以外の者⑪」欄	<p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・小規模法人用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	㉑	円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	㉒	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((㉑-㉒) × 10%))	㉓	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((㉑-㉒) × 50%))	㉔	円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㉓ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては㉔) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	㉕	( ) 円	( ) 円	( ) 円
㉕欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	㉖	( ) 円	( ) 円
	㉕欄以外の者	㉗	( ) 円	( ) 円
休眠預金等交付金関係助成金	㉘	( ) 円		
合 計 (㉕+㉖+㉗+㉘)	①	( ) 円		② ( ) 円

(注意事項)

①~③の各欄の「( )」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります（④＝①）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑤及び⑥」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>（注）小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の（注）書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外のもので当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>



社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2 (相対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員(役員等を除く。)の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	.....	①	
共益的活動の割合(第2表③欄)	.....	②	
①から控除する金額(①×②)	.....	③	
差引金額(①-③)	.....	④	

↓

第1表(相対値基準・原則用)⑦欄又は、  
第1表(相対値基準・小規模法人用)⑧欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

**認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)**

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日			
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数 (※) の合計数が年平均 100 人以上であること					チェック欄 <div style="border:1px solid black; height:40px; width:100%;"></div>	
<b>【留意事項】</b>						
1 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。						
実績判定期間内の各事業年度	自	① 年 月 日	② 年 月 日	③ 年 月 日	④ 年 月 日	⑤ 年 月 日
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 3,000 円以上の寄附者の数 (※) が 100 人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
<b>【チェック欄】</b>						
<input type="checkbox"/> 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。 <input type="checkbox"/> 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。 <input type="checkbox"/> 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。						
<input type="checkbox"/> 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数 (※) が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。						
年 3,000 円以上の寄附者の数 (※)		① 人	② 人	③ 人	④ 人	⑤ 人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						
A						
B						
実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数 (※)						
		A	人	× 12	=      人      ≥ 100 人	
実績判定期間の月数		B	月			

**(注意事項)**

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年 (認定を受けたことのない法人の場合は 2 年) 内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3 月決算法人が平成 29 年 6 月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日 (認定を受けたことのない法人の場合は平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日) となります。
  - ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください (第 2 表以下についても同様です)。
  - ・ なお、認定審査の過程において、年 3,000 円以上の寄附者の数 (※) の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

**「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領**

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉔」から「㉖」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上(※)の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
「年3,000円以上の寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数(※)を、「㉔」から「㉖」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名		チェック欄
-----	--	-------

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること

- イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）
- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

		実績判定期間	
すべての事業活動に係る金額等	.....	①	(指標 )
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	.....	②	
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d	
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e	
合 計	(a+b+c+d+e)	f	□②へ
基準となる割合 (②÷①) .....		③	

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計④」欄の金額等を転記します。	
「①～③」各欄共通事項	「①～③」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～③」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあつては、その名称)が記載された者であつて、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一の市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		チェック欄
-----	--	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区 分		項 目	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷ ①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷ ①)	
		役員数	①	②	③	④	⑤
①	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
申 請 時			人	人	%	人	%

⑤ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員 の 状 況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	



## 「役員状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。  
なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
  - ① 特定の法人の役員又は使用人
  - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
  - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。  
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
  - 直接に保有する関係  
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
  - 間接に保有する関係  
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係



認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名		チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

④ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項	
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「㉔」から「㉕」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉕」)を示したものです。</p>	
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㉙欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「㉚」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

(注意事項)

- ・ハについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「事業費の総額①」欄、「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄にそれぞれ算入できます。
- ・ニについて、一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に「特定資産」等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額①」欄、「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄にそれぞれ算入できます。



役員等に対する資産の譲渡等の状況等 第4表付表2（初葉）

法 人 名					
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## (3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

## 2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

## 3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

## （注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）	
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類	
ヘ	助成の実績を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
(注) 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	平成・令和 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

## 欠格事由チェック表

法人名		チェック欄															
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup></p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります<sup>(注3)</sup>)。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 70%;">役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>暴力団の構成員等の有無</td> <td style="text-align: center;">有・無</td> </tr> </table>			1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無	ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	二	暴力団の構成員等の有無	有・無
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無																
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無															
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無															
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無															
二	暴力団の構成員等の有無	有・無															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 70%;">認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> </table>			2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ												
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">3</td> <td style="width: 70%;">定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> </table>			3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ												
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">4</td> <td style="width: 70%;">国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不要)</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> </table>			4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ	添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不要)	はい・いいえ									
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ															
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不要)	はい・いいえ															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">5</td> <td style="width: 70%;">国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> </table>			5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ												
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">6</td> <td style="width: 70%;">次のいずれかに該当する法人</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>暴力団</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</td> <td style="text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> </table>			6	次のいずれかに該当する法人		イ	暴力団	はい・いいえ	ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ						
6	次のいずれかに該当する法人																
イ	暴力団	はい・いいえ															
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ															

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	寄附金充当 予 定 額



本書において使用している省略語は、次のとおりです。

- 法 . . . . . 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
- 法 令 . . . . . 特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
- 法 規 . . . . . 特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
- 条 例 . . . . . 静岡市特定非営利活動促進法施行条例（令和 5 年）
- 条 規 . . . . . 静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則（令和 5 年）
- 平成 23 年改正法 . . . . . 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）
- 平成 28 年改正法 . . . . . 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）
- 令和 2 年改正法 . . . . . 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 72 号）
- NPO 法人 . . . . . 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人 . . . . . 特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
- 特例認定 NPO 法人 . . . . . 特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人等 . . . . . 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
- 所轄庁 . . . . . 特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事  
（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
- 措 法 . . . . . 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
- 措 令 . . . . . 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- 措 規 . . . . . 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
- 法人法 . . . . . 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
- 法人令 . . . . . 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
- 法人規 . . . . . 法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
- 所 法 . . . . . 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
- 所 令 . . . . . 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
- 所 規 . . . . . 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
- 相 規 . . . . . 相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
- 組登令 . . . . . 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
- 行手法 . . . . . 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- 法 10①二イ . . . . . 特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 2 号イ

特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き  
第3章 認定NPO法人制度について  
導入編・解説編

静岡市

市民局市民自治推進課  
令和5年9月

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1  
電話 054-221-1372  
FAX 054-221-1538